

自動車登録申請にかかる各種証明書の有効期間の取扱いについて

コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発出されたことから、申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を一時的に延長する取扱いを実施いたします。

印鑑証明書

令和2年10月8日から令和3年4月7日までに発行された証明書については、令和3年7月8日(木)の申請まで有効。

使用者の住所を証する書面等
使用の本拠の位置を証する書面

令和2年10月8日から令和3年4月7日までに発行された証明書については、令和3年7月8日(木)の申請まで有効。

自動車保管場所証明書(車庫証明書)

令和2年11月30日から令和3年5月28日までに発行された証明書については、令和3年7月8日(木)の申請まで有効。



国土交通省

中国運輸局鳥取運輸支局